

ナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイア資格の新規・更新認定要件緩和の追加措置

新型コロナウイルスの影響に鑑み、ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア（以下「NJ・NU」という。）規程第5条のただし書き、第11条のただし書き、および第12条(7)に基づき、2020年12月8日付けルール委員会公示「2021年NJ・NU資格の新規・更新認定要件の緩和措置」により、NJ・NU資格の新規・更新認定要件を緩和しているところですが、2021年以降も依然として大会の開催が少なく、「審判実務経験」および「セーリング実績」の認定要件を満たすことが困難な状況が続いていることから、以下の通り認定要件緩和の追加措置を行います。

1 2021年更新認定要件緩和の追加措置

- (1) 2021年のRRS改定に伴うNJ・NU更新講習の受講申込者のうち、「審判実務経験」および「セーリング実績」の更新認定要件を満たさず資格期間の1年間の延長が認められた者について、資格期間を[表1](#)の通り再延長する。

[表1 2021年更新における資格期間の延長](#)

	資格種別	現行の緩和措置	追加の緩和措置
資格期間	NJ (A級)	2021年6月末日までの資格期間を1年間延長し、2022年6月末日までとする。	2021年6月末日までの資格期間を2年間延長し、 2023年 6月末日までとする。
	NJ (B級)		
	NU		

- (2) 資格期間の延長が認められたNJ・NUが、延長された期間中に満たすべき更新認定要件を[表2](#)の通り緩和する。なお、更新後の新たな資格期間は、2025年6月末日までとする。

[表2 2021年更新における資格延長期間中に満たすべき更新認定要件](#)

	資格種別	現行の緩和措置	追加の緩和措置
審判実務経験	NJ (A級)	過去2年間に3回以上、または、過去3年間に5回以上	過去2年間に3回以上、または、過去 4年間 に5回以上
	NJ (B級)	過去2年間に2回以上、または、過去3年間に3回以上	過去2年間に2回以上、または、過去 4年間 に3回以上
	NU	過去2年間に2回以上、または、過去3年間に3回以上	過去2年間に2回以上、または、過去 4年間 に3回以上
グセーリング実績	NJ (A級)	過去2年間に1回以上、または、過去3年間に2回以上	過去2年間に1回以上、または、過去 4年間 に2回以上
	NJ (B級)		
	NU		

- (3) 資格期間が延長されるためには、「審判実務経験」および「セーリング実績」以外のすべての要件を満たしている必要がある。ただし、これらの要件についても、NJ・NU 規程第 12 条（7）の例外が適用される場合がある。

2 新規認定要件緩和の追加措置

- (1) NJ・NU の新規認定要件を[表 3](#) の通り緩和する。既に資格を有すると認定された NJ・NU の更新とは異なり、相応しい NJ・NU を認定するために必要な要件として、「審判実務経験」および「セーリング実績」の回数を減免することはできないが、新型コロナウイルスの影響により失われた期間を考慮して、「審判実務経験」および「セーリング実績」の要件を満たすべき期間を 4 年間に延長する。
- (2) 新型コロナウイルスの影響前に「審判実務経験」および「セーリング実績」を積んでいなかった者が、2022 年に新たに資格取得に挑戦しようとする場合、2020 年・2021 年に新規認定要件を満たす機会が失われていることから、認定講習の受講および認定試験の合格は、認定時と同じ版の RRS である期間（2024 年 12 月末日）まで有効とする。
- (3) 当該新規認定要件の緩和措置は、2023 年 3 月末日までに認定講習を受講し、かつ認定試験に合格した者に適用する。

[表 3 新規認定要件の緩和措置](#)

	資格種別	緩和前の認定要件	現行の緩和措置	追加の緩和措置
審判実務経験	NJ (A 級)	過去 2 年間に 5 回以上	過去 3 年間に 5 回以上	過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)	過去 2 年間に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を含めてもよい)	過去 3 年間に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を含めてもよい)	過去 <u>4 年間</u> に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を含めてもよい)
	NU	過去 2 年間に 5 回以上	過去 3 年間に 5 回以上	過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
グセーリング実績	NJ (A 級)	過去 2 年間に 5 回以上	過去 3 年間に 5 回以上	過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)			
	NU			
有効期間試験合格	NJ (A 級)	1 年間。ただし、認定時と同じ版の RRS である場合に限る。	2 年間。ただし、認定時と同じ版の RRS である場合に限る。	<u>認定時と同じ版の RRS である期間まで。</u>
	NJ (B 級)			
	NU			

3 2025 年 更新認定要件緩和の追加措置

現在資格を有する NJ・NU の資格期間は、2023 年 6 月末日までの資格期間の延長が認められている者を除き、2025 年 6 月末日までである。この期日までに満たすべき更新認定要件を表 4 の通り緩和する。

表 4 2025 年更新認定要件の緩和措置

	資格種別	緩和前の認定要件	現行の緩和措置	追加の緩和措置
審判実務経験	NJ (A 級)	毎年 2 回以上、または、過去 2 年間に 5 回以上	緩和措置なし	<u>2021 年を除く</u> 毎年 2 回以上、または、過去 2 年間に 5 回以上
	NJ (B 級)	毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上	緩和措置なし	<u>2021 年を除く</u> 毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上
	NU	毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上	緩和措置なし	<u>2021 年を除く</u> 毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上

4 認定要件緩和の追加措置に係る共通事項

- (1) 今回の認定要件緩和の追加措置の対象となる「審判実務経験」について、ジャッジ・クリニックまたはアンパイア・クリニックへの参加実績を、回数に制限無く、1 回につき 1 回相当の「審判実務経験」に換算する。
- (2) 以上の認定要件緩和の追加措置によってもなお、新型コロナウイルスの影響により「審判実務経験」および「セーリング実績」の認定要件を満たすことができない特別な事由がある者は、当該事由を（公財）日本セーリング連盟ルール委員会に申し出ることができるものとする。

5 本件に関する問い合わせ先

（公財）日本セーリング連盟ルール委員会：rule@jsaf.or.jp